**安全衛生活動が企業に与えるメリット①**

**生産性の向上**

**労働者が安全衛生に関する正しい知識を身に付け、安全で効率のよい作業をすることで、企業の生産性が上がります。現場での事故やトラブルが減り、想定外の生産ロスを防げるでしょう。**

**人件費の削減**

**安全衛生管理の徹底は、人件費を削減する効果もあります。従業員が心身ともに健康な状態で長く働くことで、休職や離職率を抑え、都度の人員調整の発生を抑える効果を期待できます。**

**モチベーションの向上**

**安全衛生活動を行うことで働きやすい環境が整えられ、業務に熱意を持ち、積極的に取り組む従業員が増えることで、従業員の業務へのモチベーションの向上が期待できます。**

**メリット②**

**労働災害を防止するための措置**

**労働災害を防止するための措置は、危険防止や健康被害の防止により労働災害が発生しないように努めることです。**

**安全衛生教育**

**安全衛生教育とは、労働者が安全に職務を行えるように教育することです。安全衛生教育の内容は「物的」と「人的」に大別されます。「物的」は、設備メンテナンス等職場環境の安全性に関する教育、「人的」は労働者のスキル向上を目的とした教育です。**

**リスクアセスメント**

**労働安全衛生法第28条第2項に規定されており、製造業や建設業の事業者はリスクアセスメントと、リスクアセスメントに関連した措置を実施することが義務付けられています。**

**メリット③**

**健康の保持・増進のための措置**

**労働安全衛生法第7章では、労働者の健康保持・増進のために事業者が行わなければならない措置が定められています。具体的には、労働者が健康に働き続けるための、定期的な作業環境の測定や健康診断の実施、病者の就業禁止等です。常時50人以上の労働者を使用する事業場では、1年に1回の定期健康診断が義務付けられています。健康診断の結果は、労働基準監督署に報告したうえで5年間の保管が必要です。**

**快適な職場環境の形成**

**労働安全衛生法では、作業環境・作業方法・疲労回復支援施設・職場生活支援施設の4つの視点で、快適な職場環境作りの形成を促しています。**

**作業環境・作業方法・疲労回復支援施設・職場生活支援施設**

**健康やモチベーション研修を企業内で開催、**

**社内での専門カウンセリングが可能**

**安全衛生委員会の開催補助**

**研修の開催日時の決定　社内告知　開催部屋の確保**

**当社が行う仕事**

1. **1年に1度の社員セミナー計画（テーマを決定）**
2. **社内カウンセリングの開催**

**カウンセリングの開催日時の決定　社内告知　開催部屋の確保**

**（例）3カ月に1度の計画（開催日時・時間を決定）**

**安全委員会の委員長・関係者の決定を行う。毎月の開催を原則行うため15分から30分くらいの開催　但し、現場については、企業の大きさによるため時間配分は企業担当者に決めてもらう。**